

宇都宮市子育て環境プロモーション事業業務委託仕様書

第1章 総則

1 業務の名称

子育て環境プロモーション事業業務

2 業務の目的

本業務は、宇都宮市（以下、「本市」という。）の子育て施策等を周知することにより、20代～40代の若い世代や子育て世代に対する子育てへの安心感や楽しさのイメージの醸成を図ることで、「結婚・子育てするなら宇都宮」という行動変容につなげることを目的とする。

3 業務の背景

本市においては、妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援の充実を図ることにより、全国トップクラスの子育て環境の整備に取り組んでおり、民間の調査による「共働き子育てしやすい街ランキング※」においては上位を獲得するなど、評価されているところである。

しかしながら、本市の子育て環境を取り巻く状況は、出生数や婚姻件数が減少傾向にあり、20代の多くは結婚を望んでいるものの、その多くが実際には結婚できていない状況にある。また、理想と現実の子どもの数について、「予定の子どもの数」が「理想の子どもの数」よりも少ない状況にあり、その理由については、「金銭的な負担」や「身体的負担」、「精神的負担」などが挙げられている。

このような背景の下、今般、本市が安心して結婚・子育てできる環境であることを効果的に情報発信し、本市が子育てしやすいまちであることの認知度向上や意識醸成を図ることにより、「結婚・子育てするなら宇都宮」という行動変容につながるようなプロモーション活動について、業務委託を実施するものである。

4 業務の期間

本業務の期間は、契約締結の日から令和9年3月31日（水）までとする。

5 企画提案上限額

本業務の企画提案上限額は、下記のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税を含むものとする。

2,500,000円

※ 企画提案上限額は予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すため、業務履行に要する経費として参考に示すものである。

※ 企画提案上限額を超えた提案は「失格」とし、提案内容の評価は行わない。

第2章 共通仕様

1 適用の範囲

本業務の遂行にあたり、受託者は、本仕様書に定める事項を遵守するものとする。

なお、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は、本仕様書に明記なき事項であっても、本業務遂行上必要と思われる事項については、本市と受託者の協議により決定するものとする。

2 企画提案内容

企画提案の内容は、第3章特記仕様によるものとする。

3 機密の保持

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知りえた事項について第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理又は情報資産の保護のために必要な措置を講じなければならない。（「宇都宮市個人情報保護条例」等を遵守すること。）
- (3) 受託者は、本市の承諾なく、成果品（未完成の成果品を含む。）を他人に閲覧、複写又は譲渡をしてはならない。

4 権利の帰属

本業務にかかる成果物の著作権等の権利は、全て本市に帰属するものとする。

5 業務担当者及び業務管理

- (1) 受託者は、本業務が本市の将来にわたる発展につながる重要な事業を支えるものであることを十分に理解し、適切かつ確実な業務遂行と質の高い成果品の納入が担保される体制を整えるものとする。
- (2) 受託者は、常に本市と連絡を密にするとともに、十分な協議のもと、業務の円滑な遂行を図るものとする。
- (3) 受託者は、業務監督者及び業務担当者を配置し、秩序正しい業務を行わせるものとする。このうち業務監督者は、業務全般を統括・管理するものとする。また、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する業務担当者を配置するものとする。
- (4) 受託者は上記の業務体制について役職、担当業務、担当者名などを明確にしたうえで、本市に報告するものとする。

6 関係機関との協議

本業務の遂行上必要な関係機関等との協議については、受託者の責任において適正に処理するとともに、その内容を遅滞なく本市に報告するものとする。

7 市内業者の育成

本市が指定した主たる部分に該当しない業務を第三者に委任し、又は請け負わ

せようとするときは、地域経済の振興や本市内業者育成の観点から、できる限り本市内に本店を有する業者から選定するよう努めるものとする。なお、市内業者に発注するときは、業務の内容及び見積金額における市内業者への再委託金額の割合等を企画提案内容に記入すること。

8 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査等は、原則として受託者が行うものとするが、本市から貸与を受ける資料については、業務完了とともに返却するものとする。

なお、業務完了前においても本市から返却の要求があった場合は、速やかに返却するものとする。

9 打合せ

打合せは、業務着手前、中間、業務完了時及び特記仕様に定めるもののほか、随時必要に応じて行うものとする。

10 議事録

受託者は、業務遂行に当たっての事務打合せ等の都度、その結果について整理し、書面をもって本市へ報告するものとする。

11 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたっては、契約書に定めるもののほか、下記の書類を提出し、本市の承認を受けるものとする。

(1) 業務着手時

- ア 業務着手届
- イ 業務工程表
- ウ 業務担当者届及び履歴書
- エ 業務実施計画書
- オ 課税事業者届出書

(2) 業務完了時

- ア 業務完了届
- イ 成果品納品書
- ウ 検査願

(3) その他業務遂行上必要とされる書類

12 検査及び業務の完了

- (1) 受託者は、業務完了後速やかに業務完了届を提出し、本市の審査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、審査に合格後、本仕様書に指定された成果品及び成果品納品書を提出し、本市の検査を受けるものとする。
- (3) 受託者は、検査の承認を持って業務の完了とする。なお、成果品に不備又は不合格とされる点が発見された場合は、受託者は速やかにこれを訂正しなければならない。

13 その他

- (1) 業務の遂行にあたり使用する関係資料，データ等については，可能な限り最新のものを使用するとともに，出典，年月等を明記するものとする。
- (2) 各種資料や成果品の作成にあたっては，Microsoft365 あるいはこれと互換性のあるものを使用するものとする。
- (3) 別添添付「デジタルプロモーション等実施における留意事項」を正しく履行すること。

第3章 特記仕様

企画の内容は、以下のとおりとする。

1 共通仕様

(1) コンセプト

様々な媒体を活用して広報活動を行い、「結婚・子育てするなら宇都宮」というイメージの醸成を図る。

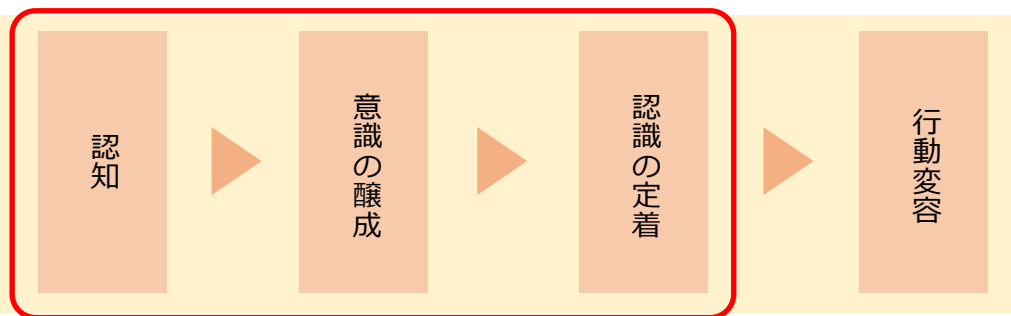
(2) 主なターゲット

ア 本市に在住または通勤する20代～30代の未婚者

イ 本市に在住または通勤する20～40歳代の子育て中の方

(3) ゴール

本市が安心して結婚・子育てできる環境であることを情報発信することにより、「結婚・子育てするなら宇都宮」という認知の向上及び意識の醸成を図ることで、本市で結婚・子育てをする市民が増加するよう、認識を定着させることを目標とする。



(4) 業務遂行に当たっての留意点

結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、特定の価値観の押し付けにならないよう十分留意して、制作・広報活動に当たること。

2 個別仕様

(1) 提案を求めるもの

ア 本市子育て施策に関する情報発信

第3章-1-(2)で提示した2つのターゲット層ごとに効果的な広告施策を提案し、本市が追求する目標達成に向けた付加価値のある企画を提案すること。
企画提案にあたっては、以下の点に留意すること。

① 広告媒体の選定

- ・ Google/Yahoo!などの検索連動型広告，Instagram 広告の活用を必須とした上で，必要に応じて，その他最適な広告媒体を選定すること。

② ターゲット及び広告種別に応じたクリエイティブの制作

- ・ 検索連動型広告については，キーワード案を提案すること。

- Instagram 広告については、ターゲット層のニーズを踏まえ、それぞれ1つクリエイティブを制作すること。制作にあたっては、本市の優れた子育て環境の内容（各種子育て支援サービス、教育環境、暮らしやすさ等）を用いた具体的な施策を提案・実施し、子育てに対する安心感や楽しさを訴求すること。また、「結婚・子育てしやすい街ランキング」の結果も活用すること。
- 提案にあたっては、クリエイティブのイメージを付することとする。上記クリエイティブの作成にあたっては、本市をホームタウンとするプロスポーツチーム所属選手や本市で子育てをするロールモデルとなる人物など、本市と関係が深い人物とのタイアップにより実施するクリエイティブを含めることとする。なお、提案段階においては、静止画または動画の構図や構成などの具体的な想定案を示すものとし、契約後、具体的な人物の起用や相手方への打診などについては、市と共同で行う。
- なお、制作したクリエイティブについては、本市が保有するデジタルサイネージやポスター等への活用を想定していることから、本市と協議の上、サイズの編集等を行うこと。

③広告実施におけるサイト誘導・目標設定

- 原則として、広告から本市HPへの誘導を図ることとし、デジタルマーケティングの効果的な実施にあたり、本市の子育て環境の良さをまとめたランディングページの案を提案すること。なお、ランディングページは、本市HP内に設けるものとし、市が行う本市CMSの編集に向け、文章や画像等の素材を提供すること。
- 本事業の目的は第3章-1-(3)の通りとし、これらを達成するために必要な目標KPIを提案すること。また、広告の最適化のポイントも提案することとする。

イ 効果測定及び報告書作成

- ① 広告媒体ごとにアクセス数やアクセス者の居住地など、広告の成果の把握につながるデータを取得し、本市と共有すること。なお、最適な広告効果創出を目指しPDCAを用いて運用を行うこと。
- ② 広告配信は、インプレッション数、クリック実績といった広告に対する反応に留まらず、エンゲージメント・コンバージョン実績などの本市ホームページ流入後の広告への反応を比較検証しながら、ターゲットに集中的に広告を配信していくことで、事業効果の最大化を図ること。
- ③ 効果測定に必要な計測環境を適切に設置すること。また、計測環境に不具合が生じた場合は速やかに報告・対応すること。
- ④ 広告配信状況やウェブサイトのアクセス分析を行い、月次でレポートを作成し、提出するとともに、中間報告の場を設け、分析結果に基づいた改善策を提案・実施すること。なお、中間報告の時期・回数は、受託後に本市と協議の上決定すること。
- ⑤ 本業務について、広告の表示回数、視聴者の属性（年齢、地域、特性等）や広告からのウェブサイト誘導状況を分析しながら、事業の状況に応じて

ターゲティングの変更、絞り込み等改善策を本市と協議の上、実施すること。

- ⑥ 本業務の成果について、広告の効果測定結果及び本市が実施する子育て施策に関するアンケート結果を活用し、検証・分析すること。検証結果については、本事業の優位点及び劣位点を明らかにした上で、最適な広告媒体等を含め、今後3か年の取組の方向性を示し、報告書として取りまとめること。なお、該当報告書は、令和9年3月31日（水）までに提出するものとし、様式は任意とする。

(2) その他

- ・ 成果物作成、配信、印刷、製本、配布、納品、広報活動、効果検証に至る経費全てを、受託者が負担すること。
- ・ 本業務に係る経費については、業務完了時に提出する書類と併せて経費の内訳がわかる書類を提出すること。
- ・ 成果物の著作権及び使用権は、本市に帰属すること。
- ・ 本市又は本市の関連メディア（広報紙など）に使用する場合があるので、紙面等での紹介を想定して肖像権や著作権の処理をしておくこと。
- ・ 本業務の成果物（掲示物含む）については、全て本市に納品すること。また、成果物に係る全ての電子データ（編集可能なもの）についても、電子媒体（CD-ROM等）で納品すること。
- ・ 内容が、特定企業の営利行為にならないようにすること。
- ・ 本仕様書に記載のない事項については、必ず本市と協議の上決定すること。